

介護保険施設等の整備に関する支援策(1)

現状

必要入所定員総数と実績

整備率
(高齢者人口比)

ユニット化率

整備費補助単価
(創設・増築)

《特別養護老人ホーム》
 常時介護が必要で家庭での生活が困難な場合に入所して生活する施設

26年度必要入所定員総数 (A)	45,516人
25年度末整備実績 (B)	41,340人
(B) / (A)	90.8%

区 部	1.12%
市町村部	2.11%
都全体	1.45%

25年度末現在	24.8%
---------	-------

ユニット型個室	500万円/床
従来型個室	450万円/床
多床室	405万円/床

(注) 地域密着型特養(定員29人以下)の場合、定員1人当たり412万円の国庫補助と都の上乗せ補助あり

《老人保健施設》
 病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所して利用する施設

26年度必要入所定員総数 (A)	23,692人
25年度末整備実績 (B)	20,057人
(B) / (A)	84.7%

区 部	0.61%
市町村部	0.90%
都全体	0.70%

25年度末現在	4.3%
---------	------

ユニット型個室	500万円/床
従来型個室	450万円/床
多床室	405万円/床

(注) 小規模老健(定員29人以下)の場合、上記のほか、1施設あたり5,150万円の国庫補助あり

課題・対応策

補助単価の増額



	<25年度>	<26年度>
ユニット型個室	430万円	500万円 (+70万円)
従来型個室	387万円	450万円 (+63万円)
多床室	348万円	405万円 (+57万円)

施設の地域偏在



【促進係数】
 1床当たりの補助単価に最高1.5倍の係数(6段階)を乗じて補助
 ・特養促進係数1.5倍の地域：新宿区、世田谷区、狛江市

地域包括ケアの推進



【併設加算】
 地域密着型サービス等を併設した場合に補助単価への加算を行うことで、地域包括ケアの拠点となる施設の整備を促進
 ・対象施設：複合型サービス、認知症高齢者GH、小規模多機能等

用地の確保



【定期借地権の一時金に対する補助】
 借地代の前払いとして支払う一時金への補助(国1/4、都1/4、事業者1/2)
【所有地の減額貸付け】

従来型への補助



ユニット型での整備を基本としつつ、高齢者の多様なニーズに対応するため、従来型の整備にも補助

都独自基準の導入



土地の制約、低所得者への配慮等の課題を踏まえ、廊下幅、ユニット定員、居室定員等の基準を緩和(平成24年度～)

補助額の例

<施設整備費>

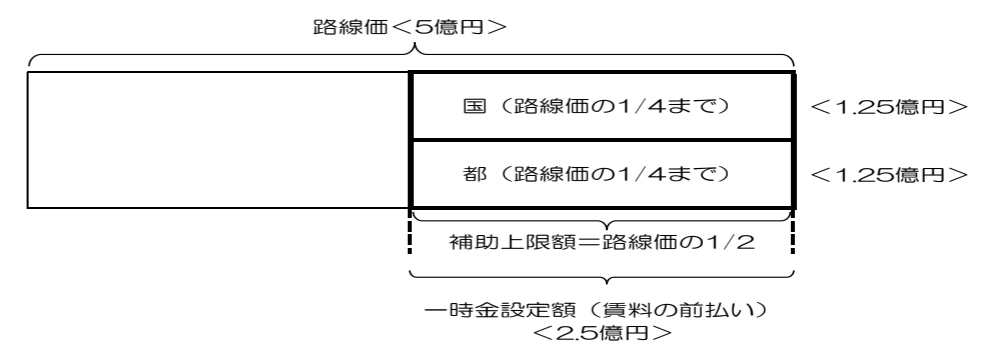
(例) 特別養護老人ホーム(定員100人)に、認知症高齢者GHと小規模多機能居宅介護事業所を併設した場合

都補助額：最大 8億円
 (500万円×促進係数1.5+併設加算50万円)×100人

<定期借地権の一時金に対する補助>

(例) 路線価5億円の土地で、補助上限額2.5億円の一時金を設定する場合

国 1.25億円、都 1.25億円 (合計 2.5億円)



介護保険施設等の整備に関する支援策(2)

現状

整備目標と実績

26年度整備目標数 (A)	10,000人
25年度末整備実績 (B)	8,582人
(B) / (A)	85.8%

整備率 (高齢者人口比)

区 部	0.33%
市町村部	0.25%
都 全 体	0.30%

※既成市街地においては、3ユニットでの整備も可

整備費補助単価 (創設・改修)

事業者型	事業者創設型	2,000万円/ユニット (3,000万円/ユニット)
	事業者改修型	1,500万円/ユニット (2,250万円/ユニット)
オーナー型	オーナー創設型	2,000万円/ユニット (3,000万円/ユニット)
	オーナー改修型	1,500万円/ユニット (2,250万円/ユニット)

(注1) 括弧 () 内は重点的緊急整備地域の補助単価

(注2) 事業者型の場合、上記のほか1施設あたり3,090万円の国庫補助あり

《都市型軽費老人ホーム》

身体機能の低下等により自立した日常生活に不安がある低所得高齢者を対象に、食事その他生活支援サービスを提供(定員:20人以下)

28年度整備目標数 (A)	2,400人
25年度末整備実績 (B)	496人
(B) / (A)	20.7%

【整備対象地域】
既成市街地(23区、武蔵野市、三鷹市の一部)で整備可

事業者型	事業者創設型	400万円/人 (500万円/人)
	事業者改修型	280万円/人 (350万円/人)
オーナー型	オーナー創設型	400万円/人 (500万円/人)
	オーナー改修型	280万円/人 (350万円/人)

(注1) 括弧 () 内は広域型施設や地域密着型サービスを併設した場合の単価

(注2) 事業者型の補助単価は、国補助額を含む

課題・対応策

整備促進

※認知症高齢者GHの場合

【重点的緊急整備地域】

整備率が0.29%未満で区市町村の申請に基づき都が指定した地域では、補助額を1.5倍に引き上げ

地域包括ケア の推進

【併設加算】

地域密着型サービス等を併設した場合に補助額を加算(1か所当たり1,000万円)
・対象施設:認知症対応型デイ、小規模多機能、複合型サービス

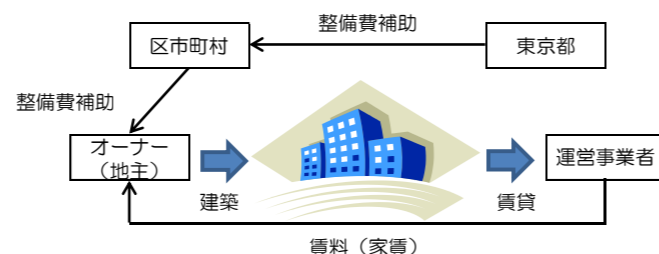
用地の確保

【定期借地権の一時金に対する補助】

【所有地の減額貸付け】

《オーナー整備型補助制度》

地主が、所有する土地に施設を建築して事業者に貸し付ける場合、土地建物のオーナー(地主)に対して建築費の一部を補助する都独自の制度



《都市型軽費老人ホームの設備・運営基準の特徴》【制度創設:平成22年度】

○低所得者向けの利用料設定

低所得者でも利用可能な額:生活保護受給者の場合で月額11~12万円程度

○居室面積基準の緩和

ケアハウス21.6㎡以上 → 都市型7.43㎡(4.5畳)以上

○人員基準の緩和

配置職員の一部において、兼務又はサービスに支障が無い限り配置しないことも可

○運営費補助

サービスの提供に要する費用(人件費、事務費等)の一部を都が補助

《小規模多機能型居宅介護》

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを提供

《複合型サービス》

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組み合わせによるサービス提供

○整備費補助

390万円×宿泊定員 補助率:3/4(都3/4、区市町村1/4)
(※算定額より315万円を控除)